概要版

2020 年 2 月

昼食提供と食事提供体制加算についての実態調査の結果報告

― 提供の状況と報酬が削減された場合に想定される影響 ―

2006 年の障害者自立支援法施行と同時に、公費による給食制度が全面廃止され、調理員等の人件費を含む給食費用の全額が、利用者・事業者負担とされてしまいました。しかし、法案段階で全国各地から全面廃止に対する不安の声があがり、厚生労働省（以下、厚労省）は 2006 年の障害者自立支援法施行と同時に、経過措置として食事提供体制加算を実施してきました。

2009 年、2012 年、2015 年と 3 度の定期報酬改定において継続されてきた食事提供体制加算ですが、厚労省は 2018 年度報酬改定において突如廃止の方針を示しました。これをうけて、きょうされんでは緊急の調査を行ない、他の障害団体も緊急要望書を提出しました。厚労省は同年度改定における加算廃止は断念したものの、「見直し（廃止）は引き続き検討」となりました。

厚労省はまもなく検討が始まる 2021 年度の報酬改定に向けて膨大な調査を行なっており、そこからは食事提供の支援体制に対する報酬の見直しを意図した結果も読み取れます。

この状況を踏まえ、きょうされんでは障害のある人の日中活動・就労支援を保障している事業所を対象に、食事提供体制加算の報酬の現状とその改善・拡充の必要性を明らかにすることを目的に調査を実施しました。回答総数 944 カ所のうち、昼食提供を実施している 763 カ所の事業所の加算算定の有無や一食当たりの利用者負担等について、2019 年度の状況を調査・分析しました。

【調査概要】
○対象　障害者支援事業所　　○期間　2019 年 10 月～11 月
○回答総数　944 カ所（内、763 カ所が昼食提供実施）
○調査実施　きょうされん　　○協力団体　全国社会就労センター協議会、一般社団法人　ゼンコロ　等

▶ 9 割が加算算定するも調理職員の人件費「足りない」

食事提供体制加算を算定・請求している事業所は昼食提供の 763 カ所中 694 カ所（91.0%）と 9 割を超え、算定・請求していない事業所は、わずか 69 カ所（9.0%）でした（図表 1）。加算によって調理職員の人件費を賄えるかきいたところ、「とても足りない」が 452 カ所（76.4%）でもっとも多く、次いで「少し足りない」が 111 カ所（18.4%）となり、約 95%が「足りない」という回答でした。これに対して、「足りている」は 31 カ所（5.2%）と極めて少ない回答でした（図表 2）。

図表 1　食事提供体制加算算定の有無

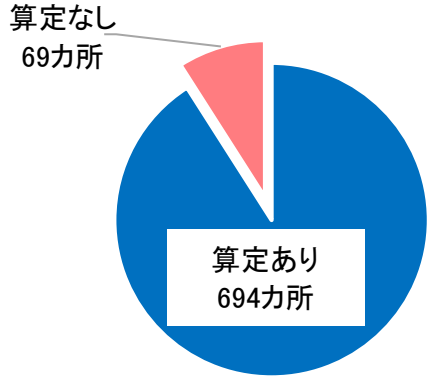

図表 2　調理員の人件費を賄えているか

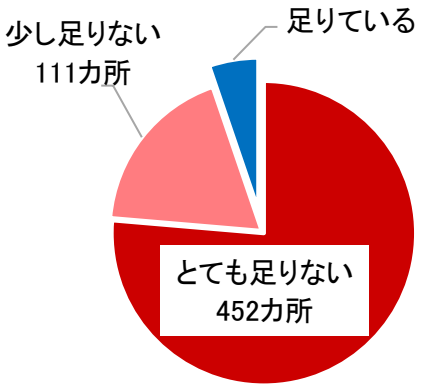

▶ 利用者が「唯一の栄養源を失う」ことを 7 割が懸念

加算が無くなった場合想定される利用者への影響については「唯一の栄養源を失う」という回答が 524 カ所（75.5%）ともっとも高く 7 割を超えました。次いで「昼食を食べなくなる」が 369 カ所（53.2%）、「カップ麺等になる」が 317 カ所（45.7%）でした。「事業所に通所しなくなる」についても 244 カ所（35.2%）でした。

図表 3　利用者への影響　（複数回答あり、有効回答事業所数：694）

唯一の栄養源を失う	昼食を食べなくなる	カップ麺等になる	事業所に通所しなくなる	その他
524（75.5%）	369 （53.2%）	317 （45.7%）	244 （35.2%）	129 （17.3%）

▶ 「加算なし」の事業所は半数以上が自己負担 301 円以上

利用者の一食あたりの昼食代負担を加算の算定の有無（以下、「加算あり」・「加算なし」）で比較してみました（※2019 年 10 月に消費税増税があったため、同年 4 月時点と 10 月時点を調査）。「加算あり」の事業所では、2019 年 4 月と 10 月のいずれも、一食 300 円以下が 7 割を超えたのに対して、「加算なし」の事業所では、4 月と 10 月のいずれも、一食 301円以上が半数以上を占めていました（図表 4）。

図表 4　2019 年 10 月時点の自己負担金額

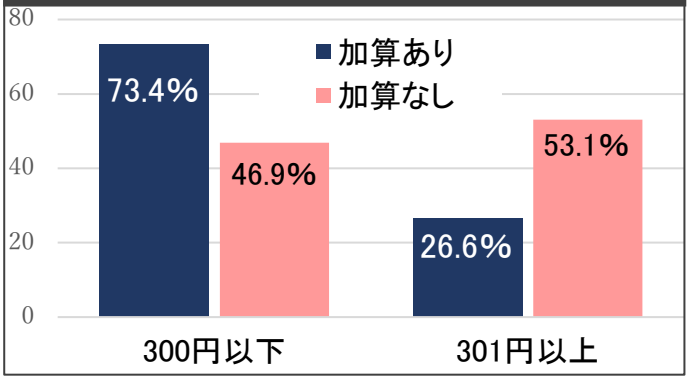

▶ 厚労省の調査と大きく異なる加算の算定割合

厚労省が「平成 30 年度障害者総合福祉推進事業」で実施した食事提供についての調査では、食事提供体制加算算定事業所の割合が 55.5%となっていました。一方、本調査では 91.0%の事業所が加算を算定していました。この結果の大きな差異は、厚労省の調査が「昼食提供を実施していない事業所」を含むすべての回答事業を母数に加算の算定割合を算出しているからです。明らかに算定割合を低く見せようとする意図が見受けられます。

図表 5

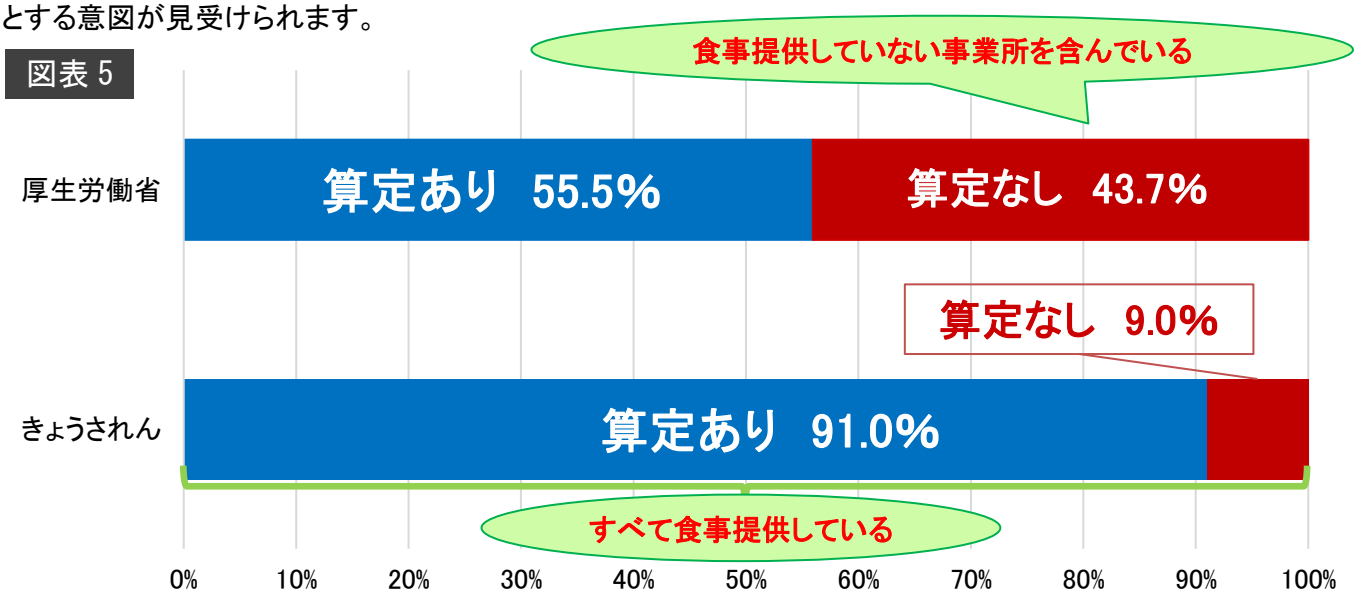

＜きょうされん＞　〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館 4F
TEL 03-5385-2223　FAX 03-5385-2299　E-mail zenkoku@kyosaren.or.jp